

記号の見方 曜日 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444・0815

家庭ごみの減量化にチャレンジしよう

市では、家庭から出されるごみの減量化を促進するため、生ごみ処理容器（コンポスト・EM容器）と電気式生ごみ処理機を購入・設置した世帯に補助金を交付します。

補助対象となる方

- ・市内に住所があり、現在住んでいる。
- ・市内に生ごみ処理容器・電気式生ごみ処理機を設置する場所がある。
- ・生ごみ処理容器・電気式生ごみ処理機を維持管理できる。
- ・処理後の生ごみを自ら処理できる。
- ・市税などを滞納していない。

補助対象基数・補助金額

補助基数 1世帯2基まで

補助金額 購入費2分の1（上限3000円）

電気式生ごみ処理機 補助基数 1世帯1基まで 補助金額 購入費2分の1（上限2000円）

※1000円未満切り捨てです。

申請方法

購入・設置後3カ月以内に、交付申請書に必要な書類を添えてクリーン推進課に提出してください。

交付申請書は、市ホームページからダウンロードできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。か、クリーン推進課にお問い合わせください。

問い合わせ

クリーン推進課

443・6937

障害者控除対象者認定書を交付

65歳以上で要支援・要介護認定を受けている方は、各種障害者手帳の有無にかかわらず、障害者控除対象者認定書の交付を受けることで確定申告や市・県民税の申告をする際、障害者控除の対象になる場合があります。

なお、次の要件に該当する方が申請できます。

要件

- ・要支援・要介護認定を受けている方
- ・当該年において認定の有効期間が12月31日までである方

※対象者が亡くなっている場合は、死亡日に認定の有効期間があること。

要件を満たしていても、その状態区分により対象にならないことがありますので、申請する前に高齢者福祉課へお問い合わせください。

お持ちいただくもの

- ・申請書
- ・対象者の介護保険証
- ・申請者の身分を証明する運転免許証、健康保険証など
- ・申請書は市ホームページからダウンロードできます。

高齢者福祉課

443・1491

上水道委員会委員を募集

市では、上水道委員会を設置し、上水道事業の運営などの重要事項を審議していただいています。そこで、広く市民の意見を求めるため、委員を募集します。

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

募集人数 1人

応募資格

- ・任期開始日に、次の要件をすべて満たしている方
- ・20歳以上の方
- ・市内に住所があり、1年以上在住の方
- ・上水道を使用されている方
- ・八街市の職員、議会議員ではない方
- ・八街市ではほかの審議会などの公募委員を2つ以上委嘱されていない方。
- ・暴力団員などと密接な関係をもっていない方。
- ・市税、水道料金などの滞納がない方。
- ・平日昼間の会議に参加できる方

報酬 会議への出席1回につき5000円

応募方法

申込書に必要な事項を記入のうえ、「八街市の水道について」をテーマとしたレポート（任意様式800字以内）を添えて、水道課へ持参または郵送で提出してください。

申込書は、水道課で配布しているほか市ホームページからダウンロードできます。

応募期間

12月1日(水)～15日(水) 午後5時まで(必着)

※応募書類は返却しません。

選考方法 応募書類を選考委員会が選考基準に沿って審査・選考します。

選考基準 選考は、書類審査とし「応募動機」「問題意識の高さ」「独創性」「提案力」「目標」の項目を5段階で採点し、決定します。

提出先

〒289・1106 八街市榎戸415番地 水道課

443・0677

第11回あすへの灯火く夢・希望のライトアップツリーの開催を中止

12月4日(土)～26日(日)の期間に展示を予定していた「第11回あすへの灯火く夢・希望のライトアップツリー」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

去年に引き続き中止となり、

社会教育課

443・1464

12月20日から住宅リフォーム工事補助事業の申請受付を再開します

市民の方から定住促進住宅リフォーム工事補助事業の要望が多かったため再開します。本事業は、住宅を自己所有または今後所有を予定している方が、住宅リフォーム工事を行う際、八街市内に本店のある事業者が依頼する場合に工事費の一部を補助します。

受付期間

12月20日(月)～令和4年1月11日(火)

(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

受付場所 都市計画課

受付件数 20件(先着順)

補助金額 10万円上限

(工事に要する経費の100分の10以内で千円未満切り捨て)

申請者

- ・所有者または所有者の2親等以内の親族の方
- ・令和4年3月10日(木)までに工事完了実績報告ができる方をされた方、過去に本事業補助金(住宅リフォーム工事補助金を含む)を交付されている方は申請できません。

申込方法

申請書に必要な事項を記入し、添付書類を添えて都市計画課に提出してください。

※申請者は補助を受けた住宅に最低10年間は居住し続ける必要があります。

※申請書は都市計画課窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

都市計画課

443・1430

12月4日～10日は第73回人権週間です

人権は、人間が人間らしく生きていくために、なくてはならない権利です。みんなが命の尊さ・大切さを実感し、誰もがかけがえのない存在であることを忘れず、「思いやり」の心を大切にすることが求められています。

いじめや親子・夫婦などの家庭問題、あるいは差別やいやがらせなどで困ったときは、人権擁護委員や千葉地方法務局佐倉支局へご相談ください。

市内の人権擁護委員を紹介

尾高 幸子氏
鈴木 恵子氏
椎名 榮子氏
瀬山 昭二氏
大木 眞理子氏

総務課

443・1113